

公共事業に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築及び地域経済の活性化のため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を十分に確保するとともに、人材確保を含めた施工確保対策を講じること。

2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。

さらに、対象事業の拡大、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化など都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。

3. 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却については、必要な地方財政措置等を講じること。

4. 大規模自然災害の被災地における公共施設等の災害復旧については、十分な財政措置を講じるとともに、原型復旧に止まらず、将来の災害に備えた防災・減災対策を講じること。